



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and
Auditing Oversight Board



公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、資本市場の公平性と透明性を高めることを使命としてまいりました。

審査会は第7期（令和4年4月～令和7年3月）に入りました。使命は変わりませんが、監査品質に対する社会的期待の高まり、監査を取り巻く環境の急激な変化に対応し、より実効性の高い、効率的な監査法人等に対するモニタリングを実施していく必要があります。そのため、審査会は、金融庁や日本公認会計士協会などの関係機関とも連携しつつ、監査事務所自らによる業務の適正な運営の確保に向けての行動を促進するようなモニタリングを追及してまいります。特に検査では、監査事務所におけるガバナンスが業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか、品質管理態勢が実効的なものとなっているかを検証してまいります。また、監査実施者が職業的懐疑心を発揮して監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかも重視してまいります。

企業がグローバル展開を引き続き進める中、企業の海外拠点の監査先としての重要性が増しており、各国の監査監督当局との協力・連携が極めて重要になっています。審査会は金融庁とともに、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の発足時から主要メンバーとして、その活動に貢献してまいりました。IFIARは、グローバルな監査品質の向上により公益に資すること等を目的に、平成18年に設立された、各国・地域の監査監督当局により構成される国際機関です。平成29年4月に常設事務局を東京に開設しており、また、令和3年4月には、金融庁総合政策局参事官がアジアからは初めてIFIAR副議長に選出されました。IFIARのホスト国及び副議長国として、我が国の役割・責任は一層重要なものとなっております。

グローバルな監査品質の向上に向け、IFIARにおける議論をリードし、また、各国の監査監督当局との協力・連携に努めてまいります。

審査会は、与えられた権限を最大限に活用し、また、関係諸機関と連携して、グローバルな監査品質の向上、投資者の資本市場に対する信頼性の向上に努め、経済の健全な発展に貢献してまいります。



会長 松井 隆幸

元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
平成28年4月 公認会計士・監査審査会常勤委員に就任
令和4年4月 公認会計士・監査審査会会長に就任

審査会は、公認会計士試験の実施機関として、公正かつ円滑な試験の実施に努めてまいりました。社会全体の会計・監査水準の維持・向上と資本市場の信頼性確保のためには、会計・監査の専門家として高度の倫理観を備えた質の高い人材を安定的に輩出し続けることが重要です。特に、グローバル化した資本市場や積極的な海外展開を図る企業活動を背景として、様々な領域において、会計・監査の専門家である公認会計士の活躍が求められるようになってきました。

公認会計士試験の受験者数及び合格者数は、平成27年試験までの数年間、減少が続いておりましたが、平成28年試験から増加に転じ、直近の令和4年試験においても、受験者の増加傾向が続いております。

これは、監査法人や事務所の皆さんが業務の改善に努め、専門知識を活かせるような職務環境を提供し、日本公認会計士協会も積極的に啓蒙活動を行い、さらに、私たち審査会が、次世代を担う若い人たちに公認会計士という職業の魅力を伝えるため、大学や高校で地道な広報活動を行ってきたことが成果として表れてきたものと考えています。

審査会は、今後も、信頼される会計人材の確保・育成のため、公正・円滑な試験の実施に努めてまいります。また、受験者の増加や裾野拡大の流れを確実なものとするためにも、受験勉強を始める前の若年層や社会での活躍が期待される女性層も含めて、引き続き公認会計士の使命や資本市場における会計・監査の重要性等について講演を行っていきたいと考えております。

常勤委員 青木 雅明

東北大学名誉教授
令和4年4月 公認会計士・監査審査会常勤委員に就任



公認会計士・監査審査会の概要

審査会の組織、業務内容

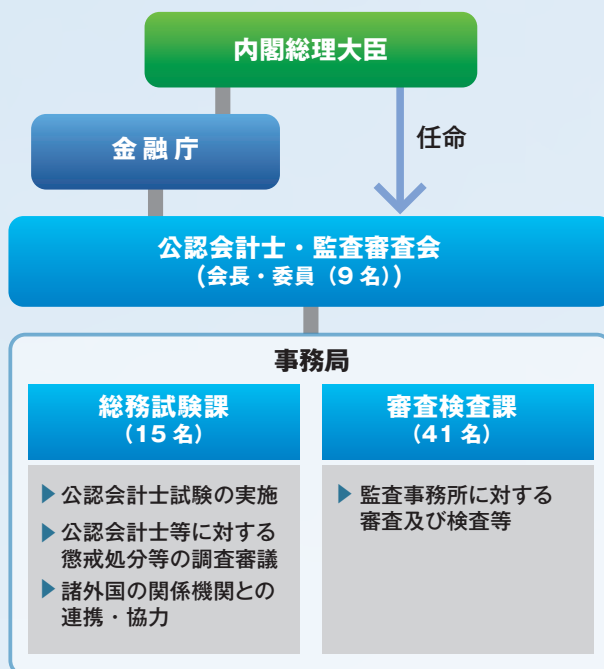
審査会は、公認会計士法に基づき、会長及び委員9名以内で構成される合議制の機関として、金融庁に設置されています。会長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使します。会長及び委員の任期は3年です。現在、審査会は、松井会長の下、第7期（令和4年4月～令和7年3月）の活動を行っています。

審査会の主な業務は以下のとおりです。

- ・ 監査事務所に対する審査及び検査等
- ・ 公認会計士試験の実施
- ・ 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
- ・ 諸外国の関係機関との連携・協力

審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれています。事務局は事務局長の下、総務試験課、審査検査課で構成されています。

審査会の主な活動状況については、毎年、「公認会計士・監査審査会の活動状況」として取りまとめ、ウェブサイト等において公表しています。



(注) 上記人員数は令和4年度定員ベース

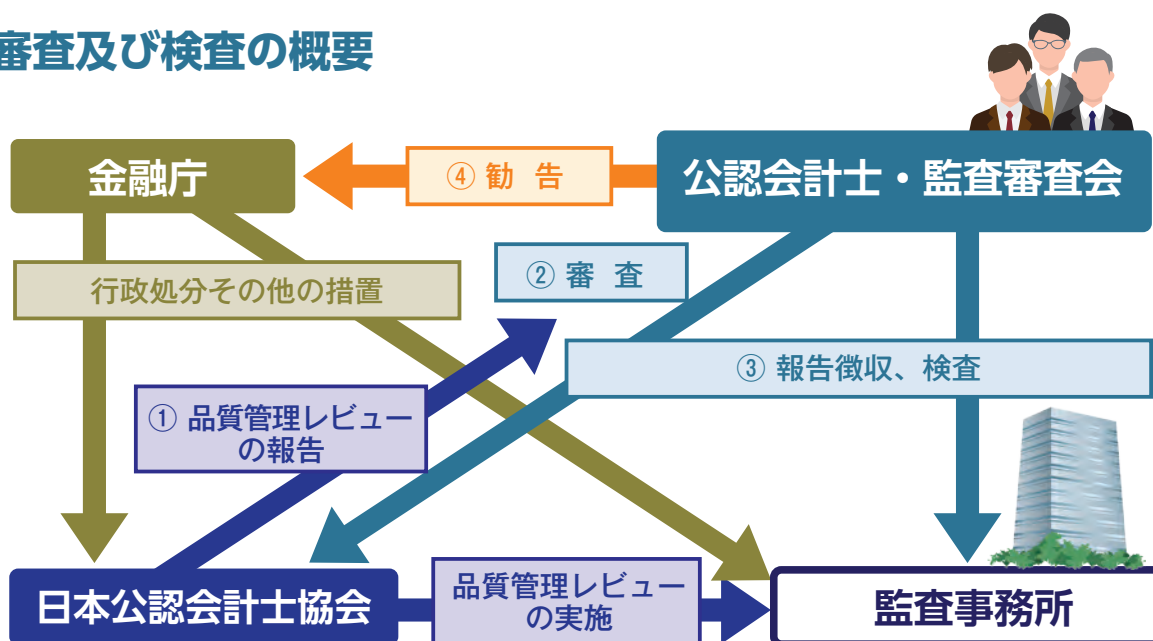
第7期 審査会メンバー（令和4年7月1日現在）

会 長	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
常勤委員	青木 雅明	東北大学名誉教授 元東北大学大学院経済学研究科・会計大学院教授
委 員	浅見 裕子	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授 学習院大学経済学部教授 大建工業(株)社外取締役 茨城大学監事（非常勤）
	上田 亮子	(株)日本投資環境研究所主任研究員 SBI 大学院大学教授 京都大学経営管理大学院客員准教授 (株)マネーフォワード社外取締役 平田機工(株)社外取締役
	古布 薫	インベスコ・アセット・マネジメント(株)運用本部日本株式運用部ヘッド・オブ・ESG
	玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所パートナー 三井物産(株)社外監査役
	千葉 通子	公認会計士 カシオ計算機(株)社外取締役監査等委員 D I C(株)社外監査役 TDK(株)社外監査役 (株)NTTドコモ社外取締役監査等委員
	徳賀 芳弘	京都先端科学大学理事・経済経営学部長 京都大学名誉教授 京都大学経営管理大学院客員教授
	皆川 邦仁	参天製薬(株)社外取締役 日本板硝子(株)社外取締役
	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

監査事務所に対する審査及び検査等

審査会は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて監査事務所や協会等に検査等を行っています。この審査及び検査等の結果、協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分であったり、法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

■ 審査及び検査の概要



1 協会による品質管理レビューの実施と報告

品質管理レビューとは、協会が監査事務所の監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ監査事務所に対して改善勧告を行うものです。審査会は、協会から品質管理レビューの結果について報告を受けます。

2 審査

審査会は、協会からの報告について、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認します。審査会は、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求めます。

3 検査等

審査の結果等により、協会の事務の適正な運営を確保する必要があると認める場合や公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所又はその他監査事務所の監査業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査又は報告徴収を行います。

4 勧告

審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告します。

■ 直近5年間の検査件数及び勧告件数

	平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度	令和3事務年度
検査件数	9	10	10	10	9
勧告件数	1	0	2	1	3

※1 事務年度は当年7月から翌年6月までの期間を指します。

※2 検査件数は着手時期により、勧告件数は公表時期により記載しています。

■ 「監査事務所等モニタリング基本方針」(第7期)のポイント

<監査品質の持続的な向上の促進>

第7期（令和4年4月～令和7年3月）の基本方針においては、以下の目的や考え方を基本として、モニタリング^(注)を実施することとしています。

(注) モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含しています。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指します。

➤ モニタリングの目的及びその達成に向けた考え方

審査会のモニタリングは、常に国民の視点に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とします。

モニタリングの実施に当たっては、個別の監査意見の適否そのものを主眼にするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ります。

➤ 第7期のモニタリングにおいて重視する点

● 品質管理システムの円滑な導入に向けた監査事務所における準備・対応状況の確認・検証

「監査に関する品質管理基準」が改訂され、監査事務所においては、

- ①品質目標を設定し、
- ②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、
- ③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、
- ④不備があれば根本原因に基づき改善する

という、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入が求められることとなります^(注)。

第7期のモニタリングでは、当該システムの導入に向けた監査事務所における準備・対応状況や、導入後における整備・運用状況を重視します。

(注) 改訂品質管理基準は、令和5年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から実施。

● 上場会社の監査を行う監査事務所に対する監査品質の確保・向上

上場会社の監査においては、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への交代の動きが継続しており、準大手監査法人・中小規模監査事務所の上場会社監査の担い手としての役割が増大しています。

このため、第7期においては、特に監査品質の確保・向上が急務と考えられる中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努めます。

■ 監査事務所等モニタリング基本計画

モニタリング基本方針を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を毎年策定し、公表しています。

■ モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要であることから、審査会はモニタリングの成果等を図表中心に取りまとめた「モニタリングレポート」を毎年公表しています。

また、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、「監査事務所検査結果事例集」として毎年公表しています。

■ 総合評価について

監査事務所に対し審査会の評価を的確に伝えるとともに、監査事務所から検査結果を開示される被監査会社の監査役等が監査事務所の品質管理の水準について適切に理解できるようにすることを目的として、監査事務所に交付する検査結果通知書には5段階の総合評価を付しています。

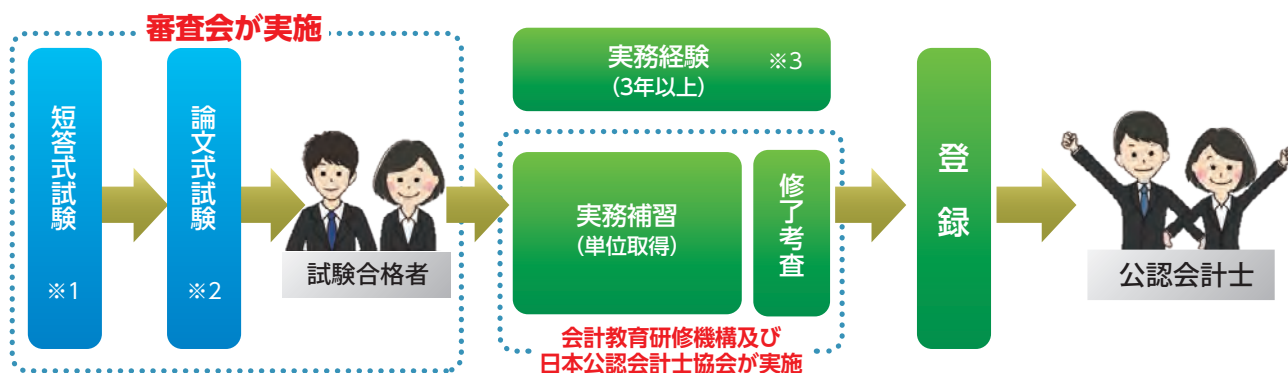
※上記「監査事務所等モニタリング基本方針」、「監査事務所等モニタリング基本計画」、「モニタリングレポート」、「監査事務所検査結果事例集」及び「総合評価」については、審査会ウェブサイトをご覧ください。
(<https://www.fsa.go.jp/cpaao/shinsakensa/index.html>)

公認会計士試験の実施

審査会は、公認会計士法に基づき、国家試験である公認会計士試験を行うこととされています。具体的には、審査会は試験の日程や出題範囲等、試験の実施に必要な事項を定めるとともに、試験問題の作成・採点、合否の決定、受験の禁止等を行い（試験監督等の試験実施事務は各財務局長等に委任しています）、公認会計士試験の公正かつ円滑な運営に取り組んでいます。

公認会計士試験制度の概要

公認会計士試験は、年齢、学歴等にかかわらず、どなたでも受験できます。公認会計士試験は以下のとおり、年2回（12月・5月）の短答式試験と年1回（8月）の論文式試験からなり、11月の試験合格後、実務補習と3年以上の実務経験を経て、登録を行うことにより、公認会計士として働くことができます。



- ※1 合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の受験が免除されます。
- ※2 不合格になった場合でも、一定の成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の受験が免除されます。
- ※3 実務経験は、試験合格の前後を問いません。令和4年改正公認会計士法施行前は2年以上。

最近の公認会計士試験の状況

平成28年試験以降、願書提出者及び合格者は増加傾向が続いています。

ここ数年、25歳未満の合格者が全体の6割を超えており、合格者の若年化が進んでいます。また、女性の願書提出者及び合格者も増加傾向が続いており、女性の合格者が300名を超える年も増えています。

年 別	願書提出者 (A)※	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格者		合格率	
				うち、25歳未満 の合格者	うち、女性の 合格者	(C) / (A)	(C) / (B)
平成 29年	11,032 人	3,306 人	1,231 人	662 人	242 人	11.2%	37.2%
平成 30年	11,742 人	3,678 人	1,305 人	803 人	266 人	11.1%	35.5%
令和元年	12,532 人	3,792 人	1,337 人	793 人	315 人	10.7%	35.3%
令和 2年	13,231 人	3,719 人	1,335 人	806 人	328 人	10.1%	35.9%
令和 3年	14,192 人	3,992 人	1,360 人	885 人	297 人	9.6%	34.1%

※ 願書提出者の人数は、短答式試験の第I回及び第II回のいずれにも願書を提出した者は名寄せして集計しています。

公認会計士試験のインターネット出願について

平成29年公認会計士試験第I回短答式試験から、インターネット出願が可能となりました。令和4年試験におけるインターネット出願の利用率は、約9割となっています。

インターネット出願の場合、添付書類の提出は不要となり、受験手数料はペイジー（Pay-easy）によるATM等からの電子納付となることから、非常に便利です。

■ 公認会計士試験に係る情報発信等

審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めています。

具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っているほか、大学生等が公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、公認会計士資格を有する審査会検査官等の実務家による講演にも取り組んでいます。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布するほか、審査会ウェブサイトに掲載しております。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細についても情報提供を行っております。

上記の内容の詳細については、審査会ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>) をご覧ください。



オンラインによる講演も行っております

公認会計士試験パンフレット



公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

金融庁長官が、公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときは、審査会からの勧告に基づくものである場合を除き、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされています（公認会計士法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるかどうかに関して意見を表明しています。



諸外国の関係機関との連携・協力

企業活動や投資活動の国際化に伴い会計・監査の国際化も進む中、審査会は、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) への積極的な参画を通じて各国の監査監督当局との情報交換及び連携強化を図るとともに、各国の監査監督当局等と個別の意見交換等を行うことにより、国際的な監査の品質の確保・向上に取り組んでいます。

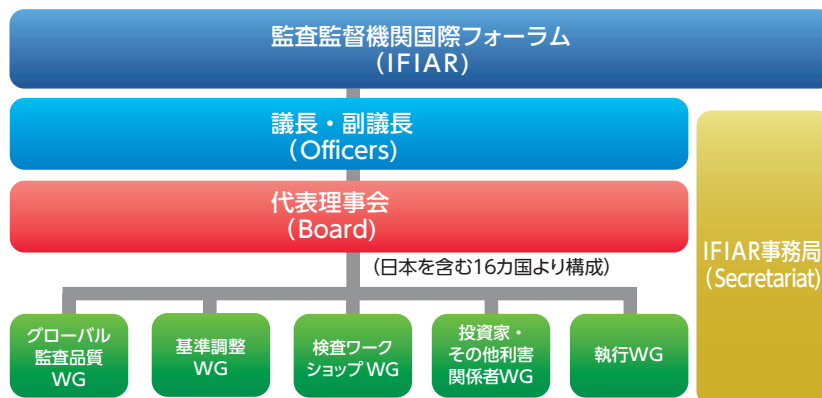
IFIAR への参加 (多国間協力)

米エンロン破綻等、諸外国における一連の不正会計事件を契機として、監査監督の重要性が高まり、監査の品質の確保・向上のために世界各国で監査業界から独立した監査監督機関が設立されました。

こうした中、各国の監査監督当局間の協力・連携の場として、平成18年9月に IFIAR が発足しました。IFIAR 加盟国数は、令和4年6月時点で 54カ国・地域となっています (日本からは審査会及び金融庁が参加)。

組織図

IFIAR には5つのワーキング・グループが設けられており、日本はその全てに所属しています。例えばグローバル監査品質ワーキング・グループでは、個別プロジェクトのリーダーを務めるなどの積極的な貢献を通じ、IFIAR の主要メンバーとして監査品質の国際的なレベルでの確保・向上に向け、各国当局と協力・連携関係の構築・充実に努めています。



(注)WG:ワーキング・グループ

審査会は、IFIAR における活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めています。

IFIAR の運営への貢献 (副議長選出等)

平成29年、IFIAR は国際機関としての機能強化の一環として、合議制の意思決定機関である代表理事会を設置しました。代表理事会は、市場規模等により指名される指名理事8当局及び投票による選出理事最大8当局の最大16当局で構成されます。日本は、平成29年4月から指名理事に就任し、任期満了となった令和3年4月の本会合において指名理事に再選されました (任期4年)。代表理事会は、IFIAR の戦略計画や業務運営等に係る議論を行っており、日本も理事国として積極的に参画しています。

令和3年4月の本会合における選挙の結果、金融庁総合政策局長の長岡隆参事官 (現審査会事務局長) が副議長に選出されました (任期は約2年)。アジアからの副議長就任は、IFIAR 設立後、初であり、日本は、副議長国として IFIAR の組織運営への参画をより一層強めて参ります。

IFIAR 事務局の東京設置と日本 IFIAR ネットワークの設立

平成29年4月、IFIAR 事務局が東京・大手町に開設され、IFIAR は、日本に本部を置く初の金融関係国際機関となりました。審査会及び金融庁は、IFIAR の主要なメンバーとして、その活動に積極的に貢献するとともに、IFIAR 事務局の円滑な運営に向け、必要な支援を行っています。

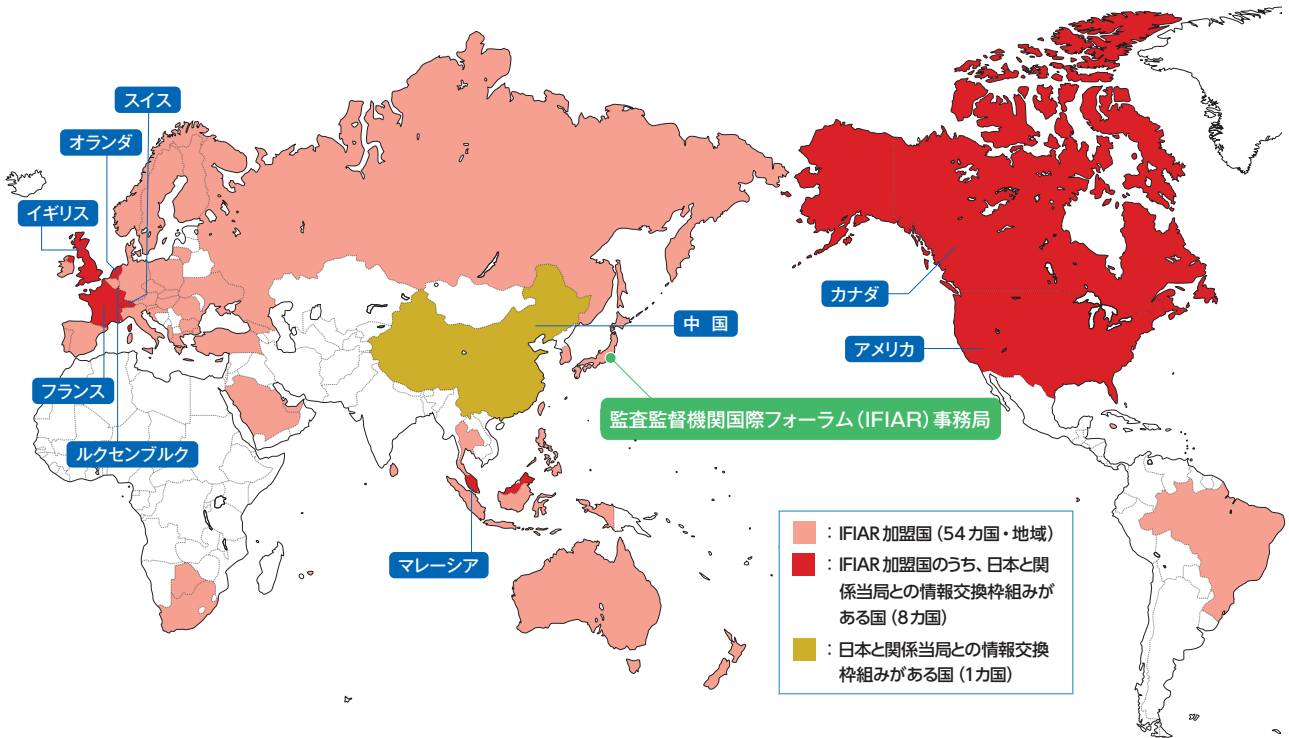
さらに、事務局設立に先立ち、平成28年12月、国内の幅広いステークホルダーからなる「日本 IFIAR ネットワーク」を設立しました。日本 IFIAR ネットワークは、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論の IFIAR 事務局へのインプット、IFIAR 要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の活動紹介などの取組を行っています。

■ 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっています。

審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報の共有等を目的として、各国の監査監督当局との意見交換に加え、監査監督上の情報交換枠組みを活用した審査・検査活動を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めています。

■ 諸外国の関係機関との連携・協力の状況



■ IFIAR 加盟国 (54 カ国・地域)

欧州 (32)	
アイルランド	アルバニア
イギリス	イタリア
ウクライナ	オーストリア
オランダ	キプロス
ギリシャ	クロアチア
ジブラルタル	ジョージア
スイス	スウェーデン
スペイン	スロバキア
スロベニア	チェコ
デンマーク	ドイツ
ノルウェー	ハンガリー
フィンランド	フランス
ブルガリア	ベルギー
ポーランド	ポルトガル
リトアニア	ルーマニア
ルクセンブルク	ロシア

アジア・オセアニア(11)
インドネシア
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
台湾
日本
フィリピン
マレーシア
オーストラリア
ニュージーランド

中東 (4)
アブダビ
サウジアラビア
ドバイ
トルコ

アフリカ (3)
ボツワナ
南アフリカ
モーリシャス

北米 (2)
アメリカ
カナダ

中南米 (2)
ケイマン
ブラジル

■ IFIAR 加盟国のうち、日本と関係当局との情報交換枠組みがある国 (8カ国)

アメリカ
イギリス
オランダ
カナダ
スイス
フランス
マレーシア
ルクセンブルク

■ 日本と関係当局との情報交換枠組みがある国 (1カ国)

中国

一般からの情報の受付等

審査会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から情報を受け付けるために、情報受付窓口を設置しています。公認会計士・監査法人の監査業務に関する情報や公認会計士試験の実施に関する情報等をお持ちの方は、Eメール、郵送によりご連絡ください。寄せられた情報は、審査会の業務を行う上で、有用な情報として活用しています。

公認会計士・監査審査会 情報受付窓口

Eメール：cpaaob@fsa.go.jp

郵 送：〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館
公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 情報受付窓口 宛

また、審査会では、公益通報者保護法に基づく外部労働者からの公益通報等に関する専用の窓口を設置しています。公認会計士法に規定する罪の犯罪行為の事実等で、審査会が処分又は勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、Eメール又は郵送によりご連絡ください。

公認会計士・監査審査会 公益通報相談窓口

Eメール：cpaaob.kouekitsuho@fsa.go.jp

郵 送：〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館
公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課 公益通報相談窓口（通報）宛

審査会のシンボルマーク

審査会のシンボルマークは、青い丸で表した資本市場に審査会が新しい風を吹き込むことによって、資本市場の透明性が段々と高まっていくというイメージを、青い丸の右側を透明にすることで表現しています。



公認会計士・監査審査会

TEL 03-3506-6000（代表）

URL <https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html> ※本パンフレットは、令和4年10月に作成したものです。